



### 国民年金学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\langle \text{所得のめやす} \rangle \quad 118\text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認をうけた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

### 国民年金学生納付特例申請について

平成24年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成25年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を3月末に送付します。平成24年度と同じ学校等に在学される方は、このハガキに必要載事項を記入し返送していただくことにより、平成25年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

平成25年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですが苫小牧年金事務所にご連絡ください。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書または学生証の写しの添付が必要です。

学生納付特例は、10年以内に保険料を納める必要があります。

<お問い合わせ先>

苫小牧年金事務所国民年金課 電話0144-36-6135 苫小牧市若草町2丁目1-14



**ストップ・ザ・交通事故死！**  
—めざせ 安全で安心な 北海道—

**日高町の交通事故件数**

○発生件数	.....	7件
○死者数	.....	0人
○傷者数	.....	9人
2013年4月30日現在		

町民一人ひとりが交通マナーを守り、  
交通事故のない社会を目指しましょう。

☆自転車の児童・生徒への指導事項

- 二人乗りの禁止
- 交差点では左右の安全を確認、特に右左折する車に注意
- 「止まれ」の標識では、止まって安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 横断歩道は、自転車を押して通行
- ヘルメットをかぶろう



☆歩行者事故を防止するために

- 交差点やその付近では、横断する歩行者がいないかよく確認する。
- 減速、停止した車の陰に、歩行者を予測する。
- 右折する時は、対向車に注意するとともに、横断歩行者にも十分注意する。



【高齢歩行者の皆さんへ】

- 車に気付いてもらいましょう！  
夜間外出するときは、できるだけ明るい服を着るとともに、夜行反射材を着け、ドライバーに自分の存在を知らせましょう
- 運動のつもりで横断歩道を渡りましょう
- 行きなれた場所でも、車の通行を気にしましょう
- 道路を横断するときは左右をよく確認し近づいてくる車があるときは、通り過ぎるまで待ちましょう

☆みんなで根絶、飲酒運転！

《ドライバーに酒をすすめない！  
酒を飲んだら運転させない！》

◎ 日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

毎月15日は道民交通安全の日

「交通事故に遭わない」  
「交通事故を起こさない」

居眠り運転事故防止  
～2時間ごとに休憩を！～

交通事故抑止

7大セーフティーキャンペーン

1. 高齢者事故防止
2. 自転車走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践